

※整理番号

(記載例)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。	住所又は本店所在地	〒 939-1234 南砺市●●1番地
	(フリガナ)	●●チキヅクリキョウギカイ
	氏名又は名称	●●地域づくり協議会
	個人番号又は法人番号	「個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。」
	(フリガナ)	ナント ミライ
代表者氏名	南砺 未来	㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日	平成 31年 4月 1日	給与支払を開始する年月日	平成 31年 5月 10日
-------------	--------------	--------------	---------------

○届出の内容及び理由
(該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 開設 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>	「給与支払事務所等について」欄の記載事項 <table border="1"> <tr> <th>開設・異動前</th> <th>異動後</th> </tr> <tr> <td>開設した支店等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移転前の所在地</td> <td>移転後の所在地</td> </tr> <tr> <td>引継ぎをする前の給与支払事務所等</td> <td>引継先の給与支払事務所等</td> </tr> <tr> <td>異動前の事項</td> <td>異動後の事項</td> </tr> </table>	開設・異動前	異動後	開設した支店等の所在地		移転前の所在地	移転後の所在地	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等	異動前の事項	異動後の事項
開設・異動前		異動後									
開設した支店等の所在地											
移転前の所在地		移転後の所在地									
引継ぎをする前の給与支払事務所等		引継先の給与支払事務所等									
異動前の事項	異動後の事項										
移転 <input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()											
廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業											
その他 ()											

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)		
氏名又は名称		
住所又は所在地	〒 () () ()	〒 () () ()
電話 () () ()	-	電話 () () () -
(フリガナ)		
責任者氏名		

従事員数 役員 人 従業員 2人 ()人 ()人 ()人 計 2人
(その他参考事項) (後日送付)

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

29.04 改正 ※総会資料と合わせて提出して下さい。また、設立総会が4月下旬になる場合は、届出書のみ事前提出し、後日、総会資料を送付ください。

(規格A4)